

福祉教育委員会

令和5年3月14日（火）

午後2時38分～午後6時26分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・富士大和温泉病院 杉岡富士大和温泉病院長、古賀事務長
- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

時間より早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

それでは最初に、4常任委員会による連合審査会の開催についてお諮りいたします。

総務委員会に付託されております第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、第1条第1表歳入全款及び第4条第4表地方債の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会会議規則第103条の規定に基づき、連合審査会を開催して審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしということですので、第1号議案中、歳入全款及び地方債の審査につきましては、連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に、審査日程についてですが、先ほど決定しました連合審査会を含めまして、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案で進めたいと思いますので、御承知おきください。以前、委員の皆様にご案内しておりました順番と、富士大和温泉病院を先に審査するというふうに変更しておりますので、御承知おきいただければと思います。

また、福祉教育委員研究会の日程についてですが、執行部の事務の都合に配慮しまして、15日水曜日と16日木曜日に、部に分けて開催したいと思いますので、併せて御承知おきいただければと思います。

次に、現地視察についてですが、もし希望がある場合は、マイクロバスの都合もござい

ますので、早めにお申出ください。この現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただければと思います。

それから、連合審査会時の席次につきましては、タブレットに掲載しておりますので、席次表のとおり、よろしくお願いいたします。

なお、連合審査会終了後、福祉教育委員会を再開して議案審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一旦、福祉教育委員会は休憩いたします。連合審査会に切り替わりますので、席の移動をお願いいたします。

◎午後2時40分～午後3時48分 休憩

○村岡委員長

それでは、皆様おそろいでもございますので、時間より少し早いですが、福祉教育委員会を再開させていただきます。

審査日程に基づき、当委員会に付託されました議案について審査を行ってまいります。審査に入る前に注意していただきたいことを幾つか申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、説明は簡潔にお願いいたします。また、新規事業は御説明いただきたいと思いますが、経常的な経費につきましては、主なもの、また、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、多岐にわたる質疑をお持ちであると思いますが、1度にたくさんの質問をされますと答弁が分かりにくくなりますので、質疑の該当箇所、ページ数等を示した上で、1回につき2問程度に絞っていただければと思います。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、富士大和温泉病院に関する議案の審査に入ります。

第9号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

○古賀富士大和温泉病院事務長

御審議いただく前に、本日院長が参っておりますので、一言御挨拶させていただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○村岡委員長

お願いいたします。

○杉岡富士大和温泉病院長

病院長の杉岡でございます。委員の皆様には日頃から病院運営に対し多大な御支援をいただきまして、本当にありがとうございます。

今年度の当院の近況ということで、国が社会経済活動を回復させるという流れになった

と、それに合わせてコロナの感染も拡大していったということで、感染拡大への対処ということが大変な1年だったというふうに思います。入院の患者を診たりとか、発熱外来で対応したり、ワクチン接種したりいろいろあるんですけども、どうしても第7波、第8波とか、そういった大きい感染があったときには、病院の職員の感染とか、あるいは病院の職員の家族が感染して濃厚接触になった、そういったことで職員が病院に出れないというふうな状況が多々ありまして、病院の新規入院をちょっと一部停止したり、救急対応を停止したりせざるを得ない場面もありました。ただ、幸い患者とか御家族の方、住民の方、皆様、非常に御理解いただいて、特に支障なく医療提供体制を維持することはできました。

それで、本日、予算についてですが、大変厳しい予算編成というふうになっております。というのが、要因として新型コロナウイルス感染症が今度5類に変わっていくわけですけども、それが病院経営にどういうふうに影響を与えるかというのがちょっと見えないということが1点。それと、現在価格高騰とか、あるいは病院の機器等の劣化等もありますし、そういったことを含めて経費の増加が見込まれること、そういったことが挙げられます。

ただ、一方で感染症、要はコロナが5類に変わるということで、それに合わせて病院経営も今度いかに伸ばしていくかという視点も大事になってきます。具体的には令和5年度末までに策定する病院経営強化プランというのがあるんですけども、そういった中で、中山間地域の医療提供体制を堅持しながら、なおかつ、療養病床の機能の見直しとかも含めて、どういうふうに経営をもっと盛り上げていくかと、そういった議論を今現在院内でも深めているところでございます。これからもより一層、公立病院としての使命を果たしますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

では、当初予算の詳細について事務長から説明していただきますので、御審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

○村岡委員長

院長、御挨拶ありがとうございました。

では、執行部より御説明を改めてお願いいたします。

◎第9号議案 令和5年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計予算 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

資料の1ページなんですけど、介護保険収益と訪問看護ステーション事業収益それぞれ減収見込みになっていますが、これは前年を踏まえてということではあったんですけども、コロナの位置づけが変わることによっての増収が見込めないという全体の言い方はありつつ、ここら辺は減収見込みというのは、リアルなところ、どういう状況なんですか。

○古賀富士大和温泉病院事務長

まず、訪問看護のほうを先にお話しさせていただきます。

当初予算をつくる時は基本的に今年度の上半期、4月から9月までの実績というのをベースに予算を計上いたしております。訪問看護、特に今年度の4月もしくは7月、8月というのは、利用件数は若干減っております。平均の数字としてはこのような状況になったということです。

落ちた原因、要因というのは、1つは、利用者の病状が悪化して入院に移ったということで件数が減ったとか、また、まさに新型コロナに感染し、入院したというので減っているケースがございます。また、冒頭院長がちょっとお話ししましたが、スタッフのほうで濃厚接触になったりとかということで、支障のない範囲で訪問回数が減ったりというようなことがございましたので、その平均値が若干落ちているというところで御理解いただければというふうに思います。

それから、通所リハビリに関して、これは平均単価で積算したところでございます。一般的に介護度の高い利用者が多いと平均単価では若干上がってくると。介護度が低い、例えば、要支援も含めて低くなると単価としては減ってくるという傾向が特に今年度の上半期の実績で見受けられたというところで、今掲げているような数字で計上させていただいております。

なお、通常通所の延べ利用者数に関しては、ほぼ前年度と同様の人数、8,500人の利用者で見込んでおります。以上でございます。

○山下委員

そうすると、今の説明だと、令和4年度の上半期の実績でやったと。下がった理由は入院したり——入院に移るというのは普通にあるんでしょうが、コロナ感染などでという話でしたよね。そうすると、要するに位置づけが変わってくると、コロナ前はどうかだったのかという辺りも本当は加味しながら、本来はこうだったよねという姿があってもいいんじゃないかなという感じがするんですよね。だから、そこがあまりにも変わらない状態で下がり、赤字赤字というところが何となくどうなんだろうという感じはします。もちろんコロナで位置づけられているときの収入というのはかなりあったと思うので、そこがなくなったら、その影響はあるんだろうと思うんですが、実際の利用者との関係でいくと、むしろもう少し回復傾向にあると見るのではないかなと思うんですが、そこを厳しめに見たというのがちょっとよく分からないなと思うんですが。

○古賀富士大和温泉病院事務長

リハビリの例で申し上げさせていただくと、今年度の実績を見ると、利用者数というのはいかなり落ちています。これは担当なり、ケアマネとかの体感によるところもあるんですけど、近隣の介護事業所でも利用者数というのは減ってきていると、収益も悪化する傾向にあるというところを見聞きするという話を聞いております。それは、どちらかとい

うと病院併設の事業所だったりしますと、病院を退院されて介護事業所を利用されるケースというのが多いわけですが、ケアマネジャーといいますと病院だけの利用者を扱っているわけではございませんで、ほかの病院の患者であるとかいうのを扱っていくというふうになります。

ただ、1人のケアマネが診る人数といいますか、件数というのは限度がございますので、そこら辺である意味ほかの病院に属するケアマネとかが系列ではない事業所とかへの御紹介というのを、なかなかそこまでに移っていかないというところは体感として聞いた部分ではございます。

ですので、想定として、来年度、位置づけが変わることによってそこが元に戻るんだという期待はしておるんですけども、具体的な数値として、回復基調に持っていくに当たっての数字というのを、ここ3年ぐらいはちょっとどうしてもコロナ禍にありましたので、数字としては非常に持ち出しにくいということがございましたものですから、利用者数としては一応前年度並みの利用があるというふうに見込んで予算を計上いたしております。

○山下委員

参考までに、コロナ前の状況がどうだったかというのをお示しいただけますか。

○村岡委員長

コロナ前というと、具体的にいうと令和元年度ぐらいの形ですかね。

○古賀富士大和温泉病院事務長

令和元年度の通所リハビリの延べ利用者が8,569人で数字を持っております。ちなみに平成30年度は8,280人でございます。来年度予算の計上では、8,508人という数字で見込んでおります。

○村岡委員長

ほかに。

○福井委員

本当にコロナの期間いろいろ大変だったと思いますが、御苦労さまというふうに申し上げたいと思いますが、参考までに最後の部分の建設改良のところちょっと確認というか、教えていただきたいのは、人工透析用の排水処理の施設の交換、これは大体定例的に行っていらっしゃるということなのかどうかということと、機械器具で更新されるものはどういったものなのか、それだけ教えてください。

○古賀富士大和温泉病院事務長

機械器具の更新、冒頭御説明の中で透析用の監視装置というふうに申しました。透析室にはベッドが17床ございまして、17台の監視装置を持っています。これは、要は患者の血液を採って、ろ過させて元に戻すという機械になりまして、さっき説明でも言ったとおり、5年ないし6年の間で故障前に切り替えるような考え方で今回計上し、なおかつ、過疎債も

活用させていただこうというふうに思っております。

それと、あとここに掲げているのは電子カルテシステム、それから超音波診断装置、これも更新の予定でございます。エコーの機械ですね。主立ったものはそういったものでございます。以上です。

○村岡委員長

ほかに。

○山下委員

この説明とはあれなんです、コロナのときに、1つは、病院の中のスタッフの方たちの休憩室というか、プールのところを潰して設置されましたよね。あそこは今後の日常的な活用ということになっていくんだと思うんですが、そこがどうなるのかというのと、それから、病院の奥のほうに発熱外来用のブースを設けておられましたけれども、あそこはどのような活用になるのか、もう撤収されるのか、今後の感染症対策として引き続き使っていくのか、そこにかかる維持費がどうなるのかという辺りを教えてください。

○古賀富士大和温泉病院事務長

まず、プールのところ、可決いただいて、改修させていただきました。日常的な利用というのは、感染対策というのを含めると、畳敷きの場所がございますので、いわゆる昼食ですね、当時、今でも密を避けるといった意味で活用させていただいています。

それから、宿泊室に関しては日常的という言い方にそぐうかどうかですけれども、いわゆる風水害のときの翌朝とか、シフトで交代の職員とかがおる場合はそこを積極的に活用しております。主な利用はそういったところかと思っています。

それから、発熱外来のところにブースを、コンテナのことだと承知するんですけども、あれは県を経由してのコロナの包括交付金というのがございますので、それを100%使わせていただいています。年間経費の借用料64万6,000円で今借り上げておまして、今月末に期限が来ます。そこは、まさに感染症法の切替え云々のところで継続させるのかどうかというのは議論したいというふうに思っています。

ただ、片っ方でエアテントも実は持っておりまして、その辺でうまいこと使い分けができないかというふうに思っておりますので、現状としては、発熱外来も根底の部分は縮小する方向にあるかというふうに思っています。

○山下委員

64万6,000円はリース料ですかね。

○古賀富士大和温泉病院事務長

リース料です。

○山下委員

維持費は。

○古賀富士大和温泉病院事務長

例えば、空調、クーラーをつけていますので、いわゆる電気代とか、そういうところにとどまるかというふうに思っております。

○村岡委員長

ほか、よろしいでしょうか。

○松永憲明委員

予算の比較表を前年度と見てみて、その他の医業収益の保健予防活動収益のところの減が大きいわけですね。これは人間ドック、健康診断、予防接種、実習生受入れ等という摘要欄があるわけですがけれども、ちなみに人間ドックの前年度と今年度の比較、ここ3年間ぐらいの人数の推移はどういうふうになっているのかということと、次年度、令和5年度はどういうような人数を想定されているのか、そこをお願いします。

○古賀富士大和温泉病院事務長

まず、今手元に持っております分でお話しさせていただきます。

人間ドックの令和3年度の実績を手元に持っておりますして、日帰り1泊とあるんですけども、日帰りドックで269件、それから1泊、2日ドックと言っていますけれども、134件の実績があります。

それから、令和5年度当初については、1日ドック、日帰りドックを312件、それから2日ドックを132件で見込んでおります。

ちょっと前後して申し訳ございません。ちなみに、令和2年度の実績で申しますと、日帰り1日ドックで299件、それから、1泊2日ドックで130件ということでございます。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、来年度の当初予算ですからどれくらいを見込まれているのか。312人と132人というのが来年度。

○古賀富士大和温泉病院事務長

そのとおりでございます。説明が前後しまして申し訳ございません。

○松永憲明委員

それで、私が申し上げたいのは、もう少しここを増やしていくようにしていくことも重要かなと思うわけですね。特に泊についてはいろいろな恩典もついているわけですから、もう少しPRされてはいかがかなというふうに思うんですけど、そこら辺は何か策がございますか。

○古賀富士大和温泉病院事務長

まず、我が社の商品ということで、市役所の職員には積極的にPRしていくと。それと、特に今年度中途から病院のホームページで積極的に情報発信するように改めている部分がございますので、そういったところからの情報発信というもの、周知というのを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それとまた、いわゆる特典と申しますか、1泊ドックは特に旅館との協力ができておりますので、その辺を含めたPRはホームページ等を通じて行いたいと思いますし、日帰りドックに関しましてもお食事券がございますので、そういったのを活用しながら、アピールしていきたいというふうに思っております。

○山下委員

今のPRの件ですが、ホームページと言われたのは、富士大和温泉病院独自のホームページのことですか。

○古賀富士大和温泉病院事務長

一応私どもの温泉病院のホームページを持ってございますので、そこに積極的に出していきたいというふうに思っております。

○山下委員

それはそれとして、本当にホームグラウンドなのでそうしてもらったらいと思うんですが、同時に佐賀市の発信のツールとタイアップして、そこに載っけてもらおうと。例えば、LINEだとかいろんなことを佐賀市もしていますよね。だから、そこと併せて、要するに佐賀市なので、そういうことでもっと目に触れるようにしたほうが、わざわざ温泉病院のを見るかどうかとなるとなかなかそうならないと思うんですよね。だから、人間ドックのことなんかに関して言えば、そういうところをきちっと見えるようにする工夫をされたらどうかと思うんですが。

○古賀富士大和温泉病院事務長

御指摘ありがとうございます。ぜひ考えていきたいというふうに思います。

○村岡委員長

ほか、よろしいでしょうか。

○川副委員

さっきの件で、PRで佐賀市のほうに載せればということで言われましたけど、これは何か民業圧迫に近い感じで受け止められるかなど。私自身そういう感じがしましたので、それはきちんと調べて、もしできればやってください。できなければいいですので。

○村岡委員長

その辺は確認しながらお願いします。

○古賀富士大和温泉病院事務長

ありがとうございます。私どもは、民業圧迫という点もございますし、病院事業の広告というのはなかなかできないように法制上なっておりますので、その辺は十分注意しながら考えていきたいと思っております。

○村岡委員長

ほか、よろしいでしょうか。

○西岡真一副委員長

11番の資料の108ページ、説明は割愛しますということだったんですけども、キャッシュフロー計算書ですよ。資金の期首残高が11億5,900万円で期末12億円ちょっと、4,300万円ほどの資金の増加を見込む。要するに収支予算は赤字を組んでありますけれども、減価償却費とかが結構ありますので、資金はこうなってくるということだろうと思います。資金的には少し増えるという見込みかと思います。12億円のこの数字はあれですかね、ちょっと予定貸借対照表を見つけきらんやったので、それはいいですけども、予定貸借対照表上は流動資産、現金預金あたりにこれは上がるんですかね。

○古賀富士大和温泉病院事務長

冊子番号11番、公営企業会計予算、122ページをお願いします。

これが予定貸借対照表の当年度分、予算で言いますと令和5年度分ということになってございます。1枚めくっていただきまして、123ページ、一番上に2、流動資産というふうに記載してございます。一番分かりやすい点でいうと、(1)に現金預金がございます。こちらに12億円ほど計上させていただいております。

○西岡真一副委員長

そしたら、これで返さんといかん負債がどれぐらいあるんですかね。これは流動負債ですかね。大体見たら一目瞭然ですね。全然足りないということはないということを確認できたらそれでいいです。

○古賀富士大和温泉病院事務長

数字としては、同じページに4点目、流動負債もございます。資金面に関しましては、記憶で申し訳ございません、ここ三、四年は、キャッシュとしてはずっと増える傾向、特にコロナの交付金等々もございまして、現金キャッシュとしては増えてきております。その点は有効活用しながらということ考えておりますし、留保資金等もございますので、その辺は上手に運営していきたいというふうに思っております。

○村岡委員長

ほか御質疑よろしいでしょうか。

○川崎委員

予算資料の4ページ中央、電子カルテと言われたと思うんですけど、耐用年数は5年と言われたんですかね。耐用年数というのは、やっぱり機械が古くなるのかなあと。電子カルテというのはちょっとよく分からないので、少し詳しく教えていただければと思います。つまり、ソフト等が変わるのか、機械がもう古くなるのか、私たちが使っているタブレットも5年で替えたりしなくちゃいけない。そう考えると、平成28年からだから、結構辛抱して使っているなあと感心しているんですけども、実際どんなものか教えていただいてよろしいでしょうか。

○古賀富士大和温泉病院事務長

電子カルテシステムの更新ということで、委員おっしゃったようにソフトウェアの更新

と。このソフトウェアが実際、いわゆる商品として販売されて十四、五年たってございます。メーカーのほうから、保守の対応はもうここまでだと。令和5年度までで保守の対応は終わりますという通知というか、お知らせが業者を通じて参りましたところでございます。ですので、保守がない中でカルテを使い続けるというのは、何かあったときに支障が出ますので、更新せざるを得ないというふうに考えています。

それから、ハードウェアも、サーバー機器はもうちょっと使いたかったんですけどけれども、ソフトウェアのほうのOSが変わるということで、今のサーバーだと対応ができないと。それと、いわゆるサーバー自体の保守というのも、令和5年度途中で切れるということもございましたので、併せて更新を考えております。

ただ、少しでも経費を抑えるという意味からして、ハードウェアの中の再利用できる機器類、プリンターでありますとか、私どもの窓口の受付機、そういった機器類は再利用ということで、引き続き使うように折衝しておりますので、そういったところで経費節減を図りたいというふうに思っております。

○村岡委員長

ほか、御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようでございますので、以上で富士大和温泉病院に関する議案の質疑を終了いたします。

執行部の皆様は退室されて結構でございます。

では、入替えがありますので、ちょっと休憩を。再開40分ですよろしくお願いいたします。

◎午後4時30分～午後4時40分 休憩

○村岡委員長

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

審査に入る前に、執行部に御注意いただきたい点を申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要でございますので、説明は簡潔にお願いいたします。また、当初予算は非常にボリュームがありますので、新規事業につきましては全てでございますが、経常的な経費については、主なものや前年度と大きく金額が変わったものなどを中心に説明をお願いいたします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されるようお願いいたします。

それでは、まず初めに、第28号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第28号議案 佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

この改正の内容は確かにどれも大事なことで、必要だということは分かりますし、そうしてもらいたいと思うのですが、これを現場でやっていく上での体制だとか、例えば、訓練のことなども義務づけされる場合、時間的な対応だとか、あるいはいろんな点検記録などが必要になった場合の実務作業だとか、そこら辺で現場の負担になるということもちょっと想像されるんですが、そこら辺はどのように、現場とのすり合わせといたしますか、分かってもらう対応、あるいは時間的な配慮だとか、その辺はどのように考えておられるでしょうか。

○山崎子育て総務課長

まず、安全点検につきましては、こちらの条例を改正する以前から、児童クラブを始める前には目視等の点検により不具合の箇所がないか等は指導員の先生に確認していただいて、あった場合は子育て総務課に御連絡いただくというようなことでやっておりました。今後はそれにさらにチェック項目を設けた安全点検簿を作成して、今までよりは厳密にチェックしていくこととなりますので、そこら辺は様式作成も含めて現場の先生と話しながら、その負担感等うちのほうで検討しながら進めていく必要があるということだと思っております。

それから、訓練等の実施につきましては、現在も各児童クラブのほうにおきまして、避難確保計画に基づいた訓練の実施等を行っております。それから、令和3年度は佐賀警察署にお願いいたしまして、不審者の対応などの防犯訓練も実施いたしました。それから、令和4年度は消防署に依頼しまして、心肺蘇生法やAEDの使用などの救急救命研修なども行っているところでございます。今後もこういう研修のほうは引き続き行っていく必要があると考えておりますので、そこら辺は今までとあまり変わらないのかなと思っております。以上です。

○村岡委員長

ほかにこの点について御質疑がある方。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようでございますので、第28号議案の質疑を終わります。

では次に、第29号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第29号議案 佐賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

改正内容の(3)と(4)に関してのお尋ねですが、(3)の他の社会福祉施設を併設する場合

のというのは、例えば、児童発達支援とか、そういうものとの併設だとか、そういうことを想定されていると思っていいのかどうかというのが1つで、(4)は、これはもう少し背景を御説明いただきたいんですが。何か私、この文章を素直に読んでみると、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定が削除されるとなると濫用されるのかなと読めてしまうんですが、もう少し説明をお願いします。

○豆田保育幼稚園課長

1つ目の(3)の他の社会福祉施設等と併せて設置するときという部分ですけれども、例えば、保育所等と児童発達支援事業所が併設されている場合とかに、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障がいを持った児童と一緒に特有の設備である保育室とか匍匐室とか、そういったところで保育することがこれまでは認められていなかったんですけれども、それをそれぞれの基準に照らし合わせて、問題がないレベルで確保されていけば、そういった乳児室とか保育室とか、あとは人員についても保育士であったり、家庭的保育者であったり、そういった部分についても共用、兼務ができるということになっております。これによりまして、1日の活動の中でそれぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行うなど、一体的な支援が可能になるということで考えております。

あともう一つ、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除の背景ですけれども、基本的には児童虐待問題の深刻化の状況を背景としまして、子どもに対する体罰等の有害性が広く指摘されているということがありまして、児童虐待の防止等に関する法律におきましても親権者による体罰の禁止というのが明文化されるなど、懲戒権の在り方の社会的な通念というものがこのところ変化してきているという状況です。この変化を前提にしまして、児童虐待を正当化する口実に利用されているおそれのあるというか、そういった民法の条文が削除されましたので、それに伴いまして、児童虐待は正当な親権の行使ではなく、許されないものだということを規定上明確にして、児童虐待防止を図ろうとするものということで認識しております。

○村岡委員長

いわゆるしつけの範囲とかと言われているような部分を一切排除するというような考え方は、社会通念。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑ないようですので、第29号議案の質疑を終わります。

それでは次に、第30号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第30号議案 佐賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑ないようでございますので、第30号議案の質疑を終了いたします。

それでは、続きまして第1号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

幾つかありますので分けて、まず最初に235ページの子育て応援記念品事業に関してですが、これは資料6の14ですね。

まず、これは別に悪いと思っはいませんけれども、念のために、ブックスタート事業がやめになったじゃないですか。子どもが生まれたときに絵本を贈る。何かやめになったような気がしていたんですが、まだあっていますかね。つまり、この記念品寄贈事業が出てきた背景、誰が発想したのか。つまり、ここの右側の図に市役所、林業、福祉、工業とありますけれども、どこの分野から出てきた発想だったかというところをまずお聞きしたいのが1つですね。

それから、私はブックスタート事業が中止になっていると思っているんですが、なっていないなかったらごめんなさい。そのところとの関係で、新生児に記念品を贈るということについての発想の経緯というのが1つ。

それから、単年度なのか継続的な事業なのかということもまずお願いします。

○山崎子育て総務課長

まず、どこの部署のほうから発案かということで、こちらは子育て支援部からの発案でございます。子育て支援部のほうで、子育て支援の給付のほうからいろいろなサービスを適用しておるんですが、このような事業は何もうちのほうで初めてというわけではなくて、全国ではいろいろ出生児に対して品物を贈るという事業が行われております。そこら辺も参考にいたしまして、佐賀市での立てつけのほうを考えさせていただいたところでございます。

それから、単年度事業かということでございますが、こちらの目的といたしましては、このコロナ禍の中で子どもを産んでいただいたという感謝の気持ちを込めまして始めた事業でもございますので、今後のコロナの状況等も見ながら、また、LINE等でアンケート等を取りながら、事業の継続のほうは考えていきたいと考えているところでございます。以上です。

○村岡委員長

ブックスタートとの関係ですが、保健福祉の健康づくり、母子保健のほうですね、そっちらのほうの事業になりますので。なくなっているそうです。

○山下委員

いや、それだから、市民から見た場合に、片っ方で絵本を頂いていたのがなくなりましたという思いが一方であって、今度は木のおもちゃですかという話でもあるわけですね。やる部署は違っていてもですよ。だから、そこら辺の整合性と申しますか、問題整理といえますか、悪いと言っているわけではないんですが、受け取る市民の立場から見たときの何というんですかね、どうしてこうなったんですかねというところの説明が、市役所としては、本当はきちっとしていたほうがよくないのかなと気になった点が1つあるわけですね。だから、そこは今分からないんだったら、そこはもう少しどうなんですかねということ……

○村岡委員長

部長、答えられますか。

○大松子育て支援部長

ブックスタート事業は残念ながらやめてしまったというところでございますけれども、今回これを実施しようと思ったのは、まず、コロナ禍で大変、全国的にも出生率が低くなっているということでございます。ですから、やはり何としても、私どもはこの出生してきたお子さんたちを市全体で励ますという意味、こういったところを意思表示し、まさしく市としての少子化に対する姿勢を示すということで今回事業化を思いついたところでございます。

したがって、これが委員さんたちが思っている少子化に歯止めをかけるものということで捉えられると困るんですけども、少なくともこのコロナ禍ということで、一生懸命子どもを産んでいただいて、そして、子どもを本当に励ましていく、市全体で生まれたことを喜んでいく、お祝いしていくという意思のものでございます。

○山下委員

いや、否定はしていないですよ。それは否定はしていないんですが、さっきから言っているように、佐賀市としてお子さんが生まれたときにお祝いの気持ちで贈っていた一つの取組がありましたと。それはなしになりましたと。それで、今度こっちをしますというときに、それがあったよねという話は、この話が出てくるときに、何を贈ろうかねという話のときにその話というのは全然思い浮かばなかったのかどうかというのが1つと、これは地域経済の循環から見たらうまい話になっているとは思いますが、木のおもちゃにしましょうというふうに思ったところの経緯というのはどうなんですか。

○山崎子育て支援課長

この木のおもちゃにしようとしたのは、まず予算編成の段階で、子育て支援部内の子育て世代の職員とか、女性職員を含めて全職員からどのようなものがあるかというアイデアを募って、具体的に29件ぐらいのアイデアが出ました。その中ではスプーンだとか、積み木だとか、いろいろ出たんですが、その中からどういう視点で検討していったかと申し

ますと、やはり佐賀市ということでございますので、木育という視点から子ども自身が五感を感じられるもの、それから木のよさ、質感を感じられるもの、予算の関係上、あまり高価にならないもの、それからコンパクトサイズで、窓口のほうで配布するときに可能なものというそこら辺の視点を考えながら、出た意見の中から今回の木製の玩具ということで絞らせていただいた経緯がございます。

その中で、ブックスタート事業のほうと比較してというよりも、新たに子育て世代の職員からいろいろ案を出していただいて決めていったというところでございます。以上です。

○山下委員

流れは分かりました。

それで、どこに作ってもらうかという部分の話になりますが、市内の木材加工業者で玩具を作成というふうに書かれています。何かぱっと思いつくところが1個あるという感じはあるんですが、木材加工できる場所というのは幾つもありますよね。ですから、どういうふうに選定されようと思っておりますか。

○山崎子育て支援課長

どこか一つの特定の事業者ということではなくて、今想定しておりますのは、諸富家具の振興協同組合のほうに相談いたしまして、そこから決めていくような形で考えているところでございます。

○村岡委員長

ほかに、この点について関連があればお伺いします。

○諸富委員

お尋ねしたいのは、出生時のお祝いということで、本当に応援してくれるというそのお気持ちはありがたいなと思うんですが、渡すタイミングというのはどれぐらいの月齢の子を対象にして考えてあるのかとか、あと高価ではないとか、窓口で渡せるものをイメージということですが、具体的に幾らぐらいのどういったものを想定してあるのかというところがもし分かれば。というのは、やっぱりおもちゃというのは子どもの好みもありますし、月齢によって全く興味を示す示さないがあると思うので、その辺りは大丈夫でしょうかというところから質問です。

○山崎子育て支援課長

まず、どれぐらいのお子さんを対象に考えているかということなんですが、なかなかこういうおもちゃになると長く使えるというのはあまり想定できなくて、生まれてからしばらくの間触ったり握ったりして使っていくというような想定になるかと思います。

資料番号6の14ページに参考で写真を掲載させていただいております。まだこのような感じでおもちゃを作るということで決まったわけではないんですが、このようなおもちゃとか、握ってカタカタと音が出るような、五感を刺激するという意味でも音が出るようなおもちゃというのを既に佐賀市内の業者でも作ったりされておりますので、そこら辺を

ちょっと頭に浮かべながら今後決めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○村岡委員長

金額的なものを想定されておりますか。

○山崎子育て支援課長

今のところ、大体3,000円前後というようなところで考えております。

○村岡委員長

ほか、この点はよろしいでしょうか。

○諸富委員

どれぐらいのタイミング、渡すタイミング、窓口に来られるときに渡すんですかね。具体的に何か月とか、そういうのはあるんでしょうか。

○山崎子育て支援課長

子育て支援部のほうでは、子どもの医療費の受付をお子様が生まれた後に行っておりますので、そのタイミングでお渡しするというのを今検討しているところでございます。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○川崎委員

自分で調べればいいことかもしれませんが、253ページの独り親家庭等の医療費助成が500万円減ったということでした。それから、255ページの児童手当が8,900万円減っているんですかね。これは結局、こんなに減るといのは、お金が余るといのはうれしいことですが、出生数がこれだけ減っているということですね。例えば、児童手当は多分中学3年生までもらえると思うので、今の中学3年生に比べて生まれた子は大体何%ぐらい減っているんですか。新しく生まれてきた子といのは——いや、人口ピラミッドがこんなになっているとは思いますが。

○村岡委員長

児童手当の分は、所得制限がかかって支給額が全体的に抑えられたという説明があったかと思うんですけど、それとはまた違うんですか。

○末次こども家庭課長

出生児数でよろしいですか。今、調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○川崎委員

では、その間に。今の質問の背景ですけれども、何で数字なんか言うんだと言われるかも分かりませんが、本庄保育園のクラス数とか、あと受入れ人数のときに私質問したと思いますけど、これからの児童数を考えていく上で、つまり従来の数で考えていた幼児、子ども対策といのは、少し考えていかんといかんのじゃないかなあと思っているんですね。

それで、数字を聞きたいと思いました。すみません。

○村岡委員長

まだお時間かかりますか。

○子育て支援課職員

出生児の数ですけど、手元にある数字で申し上げますと、平成29年度が年間の出生数1,898人、それから平成30年度が1,867人、令和元年度が1,804人、令和2年度が1,642人、それから、令和3年度が1,662人、令和4年度はまだ12月末までの数字しかないので、1,190人ということになっております。9か月分なので、単純に9か月で割り戻して、12か月で掛けたら1,586人ということで、1,600をちょっと割るような数字になるかと思っています。以上です。

○川崎委員

今の中学3年生、15歳ぐらいの子どもたちは何人いるんですか。

○子育て支援課職員

すみません、手元にあるのが平成29年からの数字しかなかったもので、申し訳ありません。

○村岡委員長

では、ほかの。

○山下委員

251ページのショートステイの関係なので、補足説明資料の4番。これはありがたい話だと思いつつ、施設としては1か所の話だと思うんですけども、これだけの受入れを、実利用人数を32人から150人へということで5倍見込む。これまでは空き部屋を利用しているから利用調整できない場合があったということで、だから専用室をつくるんですよと言いながら5倍化するというと、専用室の規模だとか人員とかはどのように考えておられるんでしょうかということと、兄弟での受入れが可能になるのかとか、そこら辺はどうなんですか。

○末次こども家庭課長

専用教室の規模としては、2部屋程度を専用で確保しておいていただくように考えております。あと兄弟児の利用については可能です。2部屋ですけども、兄弟一緒に見たり、年齢の大きい子で性別が違うということになると、施設の状況によっては別の部屋ということになるかもしれませんが、子どもたちが希望すれば同じお部屋で、4人でも5人でも見ていただくというようなこともできるかと思っております。

○村岡委員長

人員の確保のこと。

○末次こども家庭課長

人員の確保については、利用調整していただく職員というのは常勤で1人程度かなと金額的には思っておりますけれども、実際の受入れはその方が施設だけではなくて、ショー

トステイを委託する施設が市内に乳児院と児童養護施設と22施設ありますし、あと、どうしても足りない場合は里親なども活用して確保していくような形で、ショートステイは施設の職員、それから里親などの人員も一時的に、同じ日に重なったりするならば動員することもあろうかと思っております。そこはまた別途委託料がかかってくるということになります。

○山下委員

ということは、今までも受入れ施設というのは乳児院と聖華園ですかね、あそこの児童福祉施設の2か所だったということですかね。

○末次こども家庭課長

これまでも乳児院と児童養護施設2か所と、あとファミリーホームが市内に1か所ありまして、そこと、母子の場合は母子生活支援施設にも委託できるということで、全部で施設としては5か所でしたが、実際にはファミリーホームのほうは規模が小さくて、空きがなくて、あまり今、実績は上がっていないところでした。

○山下委員

ということは、公式に言うとしたら5か所、4か所。

○末次こども家庭課長

公式に言うとしたら5か所ですが、母子生活支援施設の場合は子どもだけのお預かりはしないので、子どもに限って言うならば4か所になります。

○山下委員

253ページの養育費確保支援事業費補助金の件です。75万円。これは公正証書等作成支援と、それから養育費の払われなかったときの保証の契約ということなんですが、実際にこれは何件分ぐらい見込まれているんですか。

○末次こども家庭課長

15件分を予定しております。合わせてです。

○村岡委員長

合わせて15件、それぞれを足して15件ということですね。

○末次こども課長

はい。

○山下委員

公正証書作成をすることと不払いのときのための保険といいますか、それは同時にあると想定されていいんですかね、実際はどんな感じなんですか。

○末次こども課長

県が令和3年度から開始されていて、市については、令和5年度からは独自でやってくださいということになって今回予算計上しているんですけども、令和3年度の県の実績からいきますと、公正証書の作成はするけれども、その保証保険までには入らない方がほと

んどです。佐賀市の場合、令和3年度は県が30件の中で佐賀市が14件、養育費保証支援のほうは県が1件の中で佐賀市はゼロという状況で、今回15件ということで計上しております。

○山下委員

ということは、この場合はオーバーしたときには増額補正という対応になる考えでよろしいですかね。

○末次こども課長

増額補正、そうなる。ただ、1件当たり5万円で計上しておりますので、養育費の金額によって手数料とか保険代というのも前後するので、5万円かかる公正証書の作成は養育費が1億円を超えるような場合になりまして、通常3万円とか4万円とかの月額養育費を子どもの人数掛けるの12か月の10年というような計算式で算出することになっているということで、3万円の3人兄弟の12か月の10年分ということで計算すると1,080万円になります。1,000万円を超えて3,000万円以下は2万3,000円の作成費用、作成手数料ということになっていますので、増額するところまではいかないのではないかとこのように考えております。

○山下委員

委員長、よければこの件、資料を提供していただけるとありがたいんですが。県の実績と併せて今の、要するに制度自体のことが分かるような資料を。

○村岡委員長

先ほどのテストケースというか、どういう場合にというのも例示してということですね。

○山下委員

はい。

○村岡委員長

資料の用意はできますか。

○末次こども課長

きちんと1枚にまとまっていないので、少し修正する時間をいただければと思いますが、今日中でしょうか。

○村岡委員長

いや、これでの質疑というよりかは、資料としてということでもよろしいですかね。これはタブレットに入れていただくような資料で。

○末次こども課長

後日で、明日とかでもよろしいでしょうか。

○村岡委員長

日にちは全然、あしたでも構いません。

では、ほかの御質疑。

○諸富委員

補足説明資料の子育て支援部3だと思えます。資料番号3番の241番の一時預かり事業、未就園時の預かり保育の拡充についてのところですが、拡充内容の施設数を8施設から12施設に増やすということですが、その上の課題に事業者側が既に採算が合わない、預かる体制が取れないという課題がありますけど、これは増やせるんですか。見込みはあるんでしょうか。

○豆田保育幼稚園課長

採算が合わないということで実施園が減ってきている状況がございましたので、その拡充のために単価を上げるような形で新たな方策を取りまして、実施していただく園を増やしていきたいということで考えております。

○諸富委員

多分一時預かりの難しいところは、必要なときにうまく希望するところが空いていないとか、職員が確保できるかとかでうまくマッチングしにくいというのが、この一時預かりとか幼児保育とかも同じですけど、そこが課題になると思うんですけど、それと比較して、1回、担当課に御提案したことがあるんですけど、こども家庭庁からの事業で保育所の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業というのがあるかと思うんですけど、一時預かりだと必要が生じたときに初めて申し込んで、そのときにならし保育とかしていなかったら、結局一番大変なときに申し込めないということがあっていると思うんですけど、こども家庭庁が出しているこの定期的な預かりモデル事業を実施自治体が今、公募で募集されていると思うんですけど、定期的に継続して週1から2日程度の預かりを未就園児に対してするという事業、こっちは検討されなかったんでしょうか。

○豆田保育幼稚園課長

佐賀市で実施しています一時預かり事業ですけれども、一応利用の上限として週3日以内、月に14日以内というふうなところで規定しております、先ほど諸富委員が言われた事業の分はこの一時保育のほうで吸収できるのかというふうに思っております。

あと、先ほど12施設予定しているということでお答えしましたけれども、一時預かり事業の需要の見込み、ニーズの把握なんですけれども、実際、今現在利用の申込みを各施設のほうでお断りされて、なかなか利用ができないというふうなことなんですけれども、お断りされた数とか、そういったものはちょっと把握しておりません、また、一時預かり保育というそのサービス自体を知らない保護者も実際にはいらっしゃると思っております。正直、需要がどの程度あるのかというのは把握できていない状況もございます。ですので、できるだけ利用ができるような間口を広げる、あと断られるケースが少なくなるように、空いている日とか、そういったものをできるだけ短いスパンで情報提供していく、そういった形で、もしこれでも足りないよというようなニーズがあれば、それこそお金のほうも対象園のほうも増やしていくような検討をする必要があるというふうに思っております。

あと1つ、ならし保育の話ですけれども、実際、それこそ急な一時的なニーズに対してなかなか対応できないという部分は正直ございますけれども、例えば、週の何曜日は仕事が入るからここは預かっていただきたいとか、そういった部分があれば、実際ならし保育をして、そこでお子さんに慣れていただいている、利用したいときに利用していただくというようなことでお願いしたいというふうに考えております。

○山下委員

確認ですが、さっき諸富委員が言われていたことと、これは吸収できるという言われ方をしたんですが、要するに同じことでできますよとおっしゃったと受け止めていいんですかね。

○豆田保育幼稚園課長

一時保育の予約を取っていただいて、一時保育を利用することでその分は吸収できるというふうに考えております。

○山下委員

ここの拡充内容のところで受入れ可能施設を8施設から12施設にと書いてあることと、下の拡充のための方策で余裕施設を活用するというのと両方ありますよね。この12施設の中に余裕活用型というのが入っているのかどうか、よかったら内訳とか見込みを教えてください。

○豆田保育幼稚園課長

予算上は一般型を6施設、余裕活用型を6施設で積算しております。現在、今実施されている園8施設に新しい事業でこういったことを考えているんだけどということでヒアリングしたところ、一般型を選択したいというような声が多くて、そちらのほうが増えるかもしれないというような感触は今あるところです。

○山下委員

一般型のほうをしたいという理由は何かあるんですか。

○豆田保育幼稚園課長

こちらは専任の保育士を配置する必要がございますけれども、かかった経費の分は必ず出てくるという安心感という部分があるのかというふうに思っております。

○川副委員

資料6の保育園等整備事業の件で質問させていただきます。

今回、光明保育園と精幼稚園ということで、金額は1億3,800万円と1億6,600万円、この金額については補助枠ですかね。

○豆田保育幼稚園課長

国のほうの最新の補助単価が示されていませんでしたので、令和4年度、今年度の補助単価で積算しておりますけれども、この金額は補助額になります。

○川副委員

両園のそれぞれの、例えば事業費ですね、それは分かりますか。

○豆田保育幼稚園課長

光明保育園のほうで3億4,100万円ほどです。精幼稚園が2億8,200万円ほどでございます。

○川副委員

事業費は分かりましたけど、この事業費からすると光明保育園と精幼稚園の補助割合が違いますけど、この点について伺いたします。

○保育幼稚園課職員

先ほど申し上げた工事費というのが総事業費の総額を示しておりまして、この中からさらに対象外になる経費とか、そういうのを除いていきまして、最終的には対象となる経費と国の補助基準額、これを比較することになるわけですけれども、国の補助基準額というのは各園の子どもたちの定員、これでもって計算することになっておりますので、基準となる表自体を比較すると補助の割合というのは変わらないんですけれども、そういう定員であるとか補助対象外の経費というのを計算していきますと、最終的に総工費に対する補助の金額というのが変わってくるというような形になります。

○川副委員

例えば、今の時代で結構材料費がかさむじゃないですか。特に出来高にしたら、当初の金額より増えるかなと思いますけど、例えば、事業費が上がった場合に対して補助率がその分、幾らかの補助金が増額できるのか、そこら辺はどうでしょうか。

○豆田保育幼稚園課長

先ほど予算の積算については令和4年度の国の単価で計算したということで申しましたけれども、現状、国の補助制度にのっとった形で佐賀市のほうは実施しておりまして、ただ、国のほうでもそれこそ資材の高騰なんかを鑑みて、幾ら上がるか分からないですけれども、補助基準単価の見直しのほうが行われる予定ということで聞いております。ただ、資材高騰した分をそのまま単価アップというのは、なかなか国のほうも難しいのではないかとこのふうには思っております。

○川副委員

とにかくこの園の建て替えですね、新築案件については、その園の一世一代の事業かなと思いますので、そこら辺は手厚い支援ができるようであれば、ぜひお願いしたいなと思います。

それともう一つ、精幼稚園の件で定員ですね、幼稚園のときには130名、今回、認定こども園になって15名ということで、極端に園児数が減っていますけど、これについては、例えば、ニーズの問題からしてこういうふうになったのか、あるいは精幼稚園の方向性から見てこういうふうになったのか、お知らせください。

○豆田保育幼稚園課長

実際幼稚園というのが非常に今空いているところがありまして、当然幼稚園のほうから

認定こども園化する園が多くございます。精幼稚園についても、教育認定1、いわゆる1号認定というんですけれども、その児童数は今現在も非常に少ない状況になっておりまして、やはり保育認定2号と、あと3歳未満児の3号認定の児童なんかの受入れをしたほうが今後の運営はできるということで判断されたものだと思っております。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある項目はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので——分かりましたか。

○末次こども家庭課長

中学3年生の川崎委員が言われた分の出生数じゃなくて、令和4年3月末の人口になりますけれども、よろしいでしょうか。令和4年3月末の15歳の人口は2,173人です。

○村岡委員長

それでは、以上で子育て支援部に関する議案の質疑を終了いたします。

執行部の職員の皆さんは退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様にお伺いいたします。

本日の付託議案の審査に関して現地視察の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次の委員会は明日の午前10時に開催いたします。明日は教育部で、その前に請願の取扱いをしての教育部というふうになりますので、よろしく願いいたします。明日午前10時に開催いたします。

以上で本日の福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村岡 卓